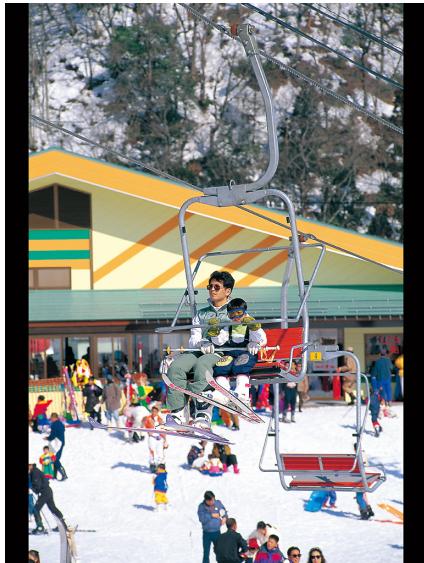


福井県池田町安全報告書

(池田町新保ファミリースキー場)

新保ロマンスペアリフト



令和 6 年度

1. 利用者の皆様へ

日頃より、新保ファミリースキー場をご利用頂きありがとうございます。また、新保ファミリースキー場の索道事業に関しまして、ご理解を頂き誠に有り難うございます。

池田町は、運営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに、広くご理解いただくために公表するものです。皆さまからの声を安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

新保ファミリースキー場

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

新保ファミリースキー場は、安全第一の意識をもって、次に掲げる安全に係る基本的な方針に基づき、輸送の安全に努めています。

- ①職員は一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- ②輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- ③常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- ④職務の実施に当たり、憶測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- ⑤事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとります。
- ⑥情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦常に問題意識を持ち、輸送の安全確保のため必要な変革に取組みます。

(2) 安全目標

- 『索道運転事故及びインシデント（事故の兆候）は发生させない』
- 事故の芽は未然に摘み取るよう取組んでいきます。

3. 事故等の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故（索道人身障害事故）

令和5年度、事故等の発生はございません。

(2) 災害（地震など）

令和5年度、災害による運行停止はございません。

(3) インシデント（事故の兆候）

令和5年度において、国土交通省に届け出たインシデント等はありませんでした。

(4) 行政指導等

令和5年度における行政指導等はありませんでした。

4. 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

シーズン前、または隨時に索道技術管理者が従業員に対し、索道の安全運転について必要な教育訓練を実施しました。

(2) 緊急時対応訓練

シーズン前に、従業員一同に事故発生時における迅速かつ的確な対応が出来るよう訓練を実施しました。

(3) 安全のための投資と支出

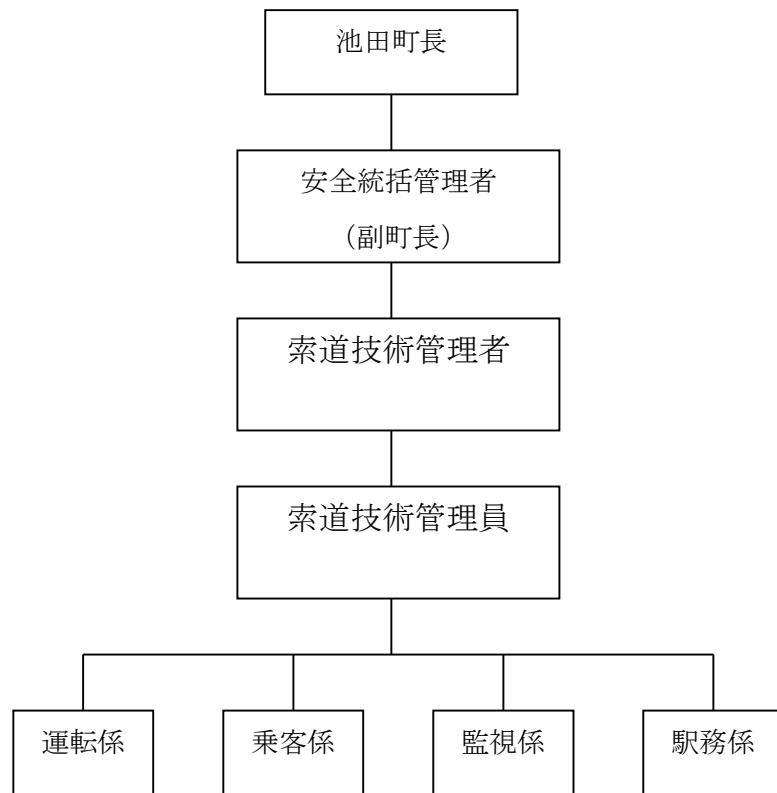
安全維持・向上のため、シーズン終了時に索道設備の点検を実施し、不良部の交換や修繕をシーズン前に実施し安全性を確認。また、施設整備計画により順次オーバーホールを実施しました。

R6年度整備内容

- ・常用制動装置と非常用制動装置のブレーキパッド隙間調整

5. 新保ファミリースキー場安全管理体制と方法

池田町長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。また、平成20年度からヒヤリ・ハット報告制度を導入し、日々の業務に反映させます。



池田町長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (副町長)	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

6. 利用者の皆さまの連携とお願い

(1) 「お客様の声を” かたち” にします。」

平成18年度から、より安全で信頼される索道をつくるため、皆さまからお寄せ頂いた声を役立てます。

お客様の声を

“かたち” にします

池田町は、お客様の期待に応えられるよう、お客様の立場に立ったサービスの提供に努めてまいります。

皆さまからお寄せ頂いた声は真摯に受け止め、より信頼される索道をつくるために役立てたいと思いますのでご要望があれば下記欄にご記入ください。

「要望」

(2) リフト乗車時の注意事項

- ①乗り方に慣れないお客様は、係員にそのことを申し出て下さい。
- ②空き缶・煙草の吸い殻・その他の物品を、乗っているリフトから投げ捨てないで下さい。
- ③搬器から飛び降りたり、搬器を揺さぶったりしないで下さい。
- ④衣服・携帯品・髪の毛などが、施設に巻き付かないように注意して下さい。
- ⑤改札後は係員の指示に従って下さい。

7. ご連絡先

新保ファミリースキー場の安全への取組みに対するご感想、ご意見等がございましたら、次のところへお寄せ下さい。

〒910-2512

福井県今立郡池田町稻荷35-4

池田町役場 農村政策課

TEL : 0778-44-8210 FAX : 0778-44-6296

E-mail : noson@town.fukui-ikeda.lg.jp

お客様の声を“かたち”にします

池田町は、お客様の期待に応えられるよう、お客様の立場に立ったサービスの提供に努めてまいります。

皆さまからお寄せ頂いた声は真摯に受け止め、より信頼される素道をつくるために役立てたいと思いますのでご要望があれば下記欄にご記入ください。

「要望」